

大同工業大学・ 高森裁判宣伝用版下

転
載
用

切り取って機関紙などに転載してください。データが必要な場合は、お申し出ください。アプリケーション形式またはテキスト形式で添付で送信します。なお、編集に用いたアプリケーションは、Adobe PageMaker7.0J です。

E-mail:kff02520@nifty.ne.jp (前田)

東海圏大学非常勤講師組合 2009.4.

大学の先生でも内定取消し、しかもメール1本

「ペンネーム使っていますか？」

聞いてみたら いきなりクビ!?

3月2日
名古屋地裁に提訴

「採用内定取消し」が、大学の先生でも、大同工業大学(名古屋市中南区)で発生しました。この事件で高森晃一さんは、来年度開講の「環境を科学する」の講義担当として、大学側の担当者からもメールで「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございます」との採用回答を受けていました。ところが「ペンネーム使っていますか」と聞いたところ、「御本名で」といわれた

で、高森さんはその理由を再度問い合わせました。それに対し突然、来年度の監査が入った時に、給与・時間割等でご本名とご出講名が異なる問題になるので、絶対にご遠慮いただきたい」などのことから、「今回の件はご縁がなかったということ」で、白紙に戻させていただきたく存じます」といわれ、そのまま解雇、結婚以外にも、仕事で通称使用をしている人はかなりいます。要は、

本人であることが確認できればいいのです。文科省も、運用は大学にまかせています。

高森さんは、去る三月二日に、名古屋地裁に地位確認の訴えを起しました。納得いく理由なくメール一本でクビを切るのは、大学の教員としても、非常勤講師としても、一般の労働者としても許されないからです。どうか多くの人たちのご理解、ご支援を訴えます。